

改葬許可申請の取り扱いについて

「改葬」とは「埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すこと」と定義されています。

(「墓地、埋葬等に関する法律(以下、「墓埋法」と言う)」第2条第3項)

改葬手続きは、墓埋法施行規則に定められており、死体または焼骨がある場所の市町村に、許可申請書を提出します。(墓埋法第5条及び第8条)

「有縁墳墓」に関する手続きと「無縁墳墓」に関する手続きがあります。

※ 有縁墳墓に関する手続き(同施行規則第2条)

1. 改葬許可申請書

墓地(納骨)管理者の納骨の事実を証明

2. 死亡者と申請者の続柄がわかるもの(戸籍謄本等)を添付

3. 墓地等の使用者以外の方が申請する場合は、墓地等の使用者の承諾書 改葬先の墓地または納骨堂の管理者の受け入れを承認する書類

※ 無縁墳墓に関する手続き(同施行規則第3条)

1. 改葬許可申請書

墓地(納骨)等の管理者の納骨の事実を証明

2. 無縁墳墓等の写真および位置図

3. 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等(墓地使用者、焼骨収蔵委託者)、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を官報に記載し、かつ、無縁墳墓の見やすい場所に設置された立て札に1年間掲示して公告し、その期間中に申し出が無かった旨を記載した書面と官報の写し及び立て札の写真

4. 改葬先の墓地または納骨堂の管理者の受け入れを承認する書類

《参考》

Q1 官報の掲載方法は?

A1 政府刊行物サービスセンターの官報販売所にて、所定の原稿用紙(1行22字24行)に記入して申し込みます。1行当たり2,936円です。

※和歌山県の官報販売所:宮井新聞舗

TEL. 073-422-7131 FAX. 073-422-8250 〒640-8033 和歌山市本町19

Q2 官報及び立札への記載内容は?

A2 官報と立札の記載内容は同一でなければなりません。例示としては、別紙のようになります。